

安全保障理事会議長声明

「イラクに関する状況」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2014年9月19日に開催された、安全保障理事会の第7271回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、新しく組織されたイラク政府を歓迎しそして国際社会に対し、安全を維持するためおよびテロと闘うため並びにイラク国民のための安全で、安定したそして繁栄した未来を作り出すため、更なる民主的な制度を強化するその努力を支援することを求める。安全保障理事会は、イラクの独立、主権、統一および領土保全に対するその支持を再確認しそして国際連合憲章の目的および原則を更に再確認する。

安全保障理事会は、政治的プロセスに参加しそして政治的対話に従事するイラクのあらゆる階層の人々の必要性を強調する。安全保障理事会は、包括的な政治的プロセスを通してまたイラク憲法に一致して長年の問題を解決するというイラク政府の誓約により鼓舞されそしてその新しい国内の重要な政策課題を通してこの誓約を実施することを期待する。安全保障理事会は、イラクの多様な地域共同体の必要性に対処するためこの重要な政策課題の実施および国民和解を加速するためイラク指導者を奨励する。

安全保障理事会は、加盟国に対し、国際社会が新しいイラクの重要な政策課題の実施を援助できる最善の方法を特定するためイラク政府と密接に活動することをまた促す。安全保障理事会は、民主的な制度を強化することおよび包括的な政治的対話を進めることにおいてイラク国民とイラク政府に助言しまた支援する国連イラク支援ミッションに対する安保理の完全な支持を再確認する。

安全保障理事会は、イラク、シリアおよびレバノンにおける、「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の名の下で活動しているテロ組織および関連武装集団を含む、テロ組織による攻撃を強く非難し、またこの大規模な攻撃が同地域に対して主要な脅威を与えていることを強調する。安全保障理事会は、ISILにより殺害され、誘拐され、レイプされまたは拷問されてきた全てのイラク人並びに他の国の国民およびISILの子どもの勧誘と使用について安保理の深い憤りを再び表明する。安全保障理事会は、イラク

において国際人道法の違反または人権の違反若しくは侵害を犯したかあるいはその他の点で責任を有する者が、これらの行為の幾つかが、戦争犯罪および人道に対する罪を構成する可能性があることに留意しつつ、責任を問われなければならないという必要性を強調する。安全保障理事会は、国際人道法のような違反または人権の違反若しくは侵害に対して責任を有する者が、責任を問われるという必要性を強調し、そしてイラク政府および国際社会に対し、全ての犯罪者が司法手続に付されることを確保することに向けて活動することを求める。

安全保障理事会は、イラクの民族的小および宗教的小少数者、特にヤジディ教徒とキリスト教徒、の構成員を含む、全てのイラク人および ISIL によりとりわけ標的とされてきた全ての地域共同体的女性が直面しているテロの脅威と闘う、地方や地域の当局と共同した、イラク政府の努力を歓迎する。

安全保障理事会は、ISIL、関連武装集団および他の民兵を含む、全ての当事者が、イラク国民の人権を尊重しまた一般住民を保護するものを含む、国際人道法の下での全ての適用可能な義務を守らなければならないこと、イラクの正規軍およびそれを支援する加盟国の双方も守らなければならないことを再確認する。

安全保障理事会は、現在の紛争により立ち退かされた者の緊急の人的必要性に対処するために講じられた措置をまた認識する。安全保障理事会は、全ての当事者によるこれらの取組の強化増大を求めまた全ての加盟国に対し、国連人道アピールに資金提供し続けることを促す。

安全保障理事会は、国際社会に対し、国際法に従って、イラク政府が ISIL および関連武装集団と闘う場合、それに対する支援を更に強化しまた拡大することを促す。安全保障理事会は、2014年9月15日にパリで開催された「イラクにおける平和と安全に関する国際会議」および9月24日に予定されている外国人テロ戦闘員により与えられる国際的な脅威に対応する安全保障理事会の首脳級会合を歓迎する。

安全保障理事会は、テロリズムが、テロリストの脅威を防ぎ、減らし、閉じこめそして無力にする、全ての国家、並びに国際的小および地域的小機構の積極的参加と共同作業に関係した持続的小また包括的小対処方法によってのみ打ち負かされることができるとを強調する。

安全保障理事会は、テロリズムの資金調達に終止符を打つ目的で ISIL が関係するイラクからの石油の直接のまたは間接の貿易を止める緊急の必要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、イラクの地域社会および国際社会への更なる経済的、社会的、政治的および外交的統合を支持しそして地域の国家に対し、この過程を促進するためより積極的に関与することを求める。安全保障理事会は、今イラクに存在している状況が、決議 661 (1990) の採択時点で存在していたものと著しく異なることを認識し、そして決議 661 (1990) の採択以前にイラクが有していたのと等しい国際的な地位を達成するイラクの重要性を更に認識する。

安全保障理事会は、イラク国民および政府並びに国際社会により支持されている、イラクにおける平和、民主化および再建に向けた軌道を、どんなテロ行為も転換することができないことをくり返し表明する。